

令和4年

第3回市議会定例会 報告第2号

専決処分の報告について

令和4年5月24日函館市乃木町6番先路上で発生した公用車物損事故による損害賠償の額を令和4年7月28日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和4年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額および損害賠償の相手方

(1) 23,900円

函館市に在住する40歳代の女性

(2) 550,000円

函館市内に住所を有する会社